

一般社団法人つくばスマートシティ協議会 定款

令和6年3月19日 作成
令和6年3月22日 公証人認証
令和6年4月1日 法人設立

一般社団法人つくばスマートシティ協議会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人つくばスマートシティ協議会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を茨城県つくば市に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的及び事業)

第3条 当法人は、地方公共団体、大学・研究機関及び民間企業等の連携のもと、つくば地域の課題解決と都市機能の向上を図るため、デジタル・ロボティクス等最先端技術とこれに呼応する施策を連携させて「誰一人取り残さない」包摂的な社会のモデルを構築するとともに、民間活力をいかしつつ、筑波研究学園都市に集積する教育・研究機関の活動とも連動することで、便利で快適な人中心の未来都市を先行実現し、もって、つくば市及び日本全体の持続的発展に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) スマートシティの推進に関すること
- (2) つくばスーパーサイエンスシティ構想の推進に関すること
- (3) その他当法人の目的を達成するために必要なこと

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員

(法人の構成員)

第5条 当法人の会員は次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した法人若しくは団体又は国若しくは地方公共団体
- (2) 準会員 当法人の事業を賛助するために入会した法人若しくは団体又は国若しくは地方公共団体

(入会)

第6条 当法人に入会しようとする者は、別に定める入会申込書により当法人に申し込まなければならない。

2 入会は、理事会の承認をもって成立するものとする。

(年会費)

第7条 会員は、別に定める年会費を支払う義務を負う。ただし、国、国立大学法人等（国立大学法人及び大学共同利用機関法人をいう。）及び独立行政法人（国立研究開発法人を含む。）は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、地方公共団体は、年会費の額と同額以上の負担金を当法人に納入した場合は、年会費を納入したものとみなす。

3 会員は、当法人が発行する請求書により、請求書に定められた日までに年会費を一括納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を当法人に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至った場合は、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款及びその他当法人が定める規則又は規程に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員の資格喪失)

第10条 会員は、次のいずれかに該当した場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 当該会員が解散したとき
- (3) 第7条の年会費の支払い義務が6か月以上履行されなかったとき
- (4) 除名されたとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失した場合は、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(会員名簿)

第12条 当法人は、会員の名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 総会

(構成)

第13条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額の決定
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款に定める事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定める事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。この場合において、理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第20条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第21条 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事2名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第23条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
 - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
 - 3 代表理事以外の理事のうち、1名を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 増員として選任された理事の任期は、在任理事の任期の満了する時までとする。
- 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第23条第1項で定める理事若しくは監事の員

数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任（解任及び資格の喪失を除く。）した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

2 前項の場合において、次のいずれかに該当するときは、当該理事又は監事にあらかじめ通知するとともに、解任の決議を行う総会において、当該理事又は監事に弁明の機会を与えなければならない。

- （1） 心身故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- （2） 職務上の義務違反その他理事及び監事としてふさわしくない行為があったと認められるとき

（役員報酬等）

第29条 理事及び監事に対し、報酬等として、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給することができる。

2 理事及び監事に対し、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

（特別顧問）

第30条 当法人に、特別顧問を若干名置くことができる。

- 2 特別顧問は、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 特別顧問は、当法人の事業遂行に助言し、協力するものとする。
- 4 特別顧問には、報酬等を支給しない。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

（取引の制限）

第31条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- （1） 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - （2） 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - （3） 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第32条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事の同法第111条第1項の賠償責任について、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

2 当法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、同法第111条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 理事会

(構成)

第33条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款に定める事項

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及びこの定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
- (6) 第32条第1項の責任の一部免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(招集)

第35条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代

表理事に召集の請求があったとき

- (3) 前号の請求のあった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の召集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が召集したとき
- (4) 監事が必要と認めて代表理事に召集の請求があったとき
- (5) 前号の請求のあった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の召集の通知が発せられない場合において、その請求をした監事が召集したとき

- 2 理事会は、代表理事が召集する。ただし、前項第3号により理事が召集する場合及び同項第5号により監事が召集する場合を除く。
- 3 代表理事が欠けた場合又は代表理事に事故がある場合は、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が召集する。
- 4 理事及び監事の全員の同意がある場合は、召集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合は、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 代表理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第41条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定めることができる。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第43条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(事業報告及び決算)

第44条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、同項第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、この定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第45条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第47条 当法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第48条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 事務局

(事務局)

第49条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び事務局員を置くことができる。

3 事務局長は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

第9章 附則

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第51条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員若しくは会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(目的及び事業内容の見直し)

第52条 当法人は、社会情勢の変化や事業の進捗等により変更を行う必要があると認められる場合は、積極的に目的及び事業内容の見直しを行う。

(最初の事業年度)

第53条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和7年3月末日までとする。

(設立時の役員)

第54条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 平山 雄太 鈴木 健嗣 稲葉 清隆

設立時代表理事 平山 雄太

設立時監事 萱津 拓也

(設立時社員の名称及び住所)

第55条 設立時社員の名称及び住所は、次のとおりである。

住 所 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

設立時社員 つくば市

住 所 茨城県つくば市天王台一丁目1番地1

設立時社員 国立大学法人筑波大学

(法令の準拠)

第56条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

この写しは原本と相違ありません。

令和6年4月1日

茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

一般社団法人つくばスマートシティ協議会

代表理事 平 山 雄 太